

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 平成30年4月25日

東京都作業部会確認年月日 平成30年4月26日

事業名 大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー改修工事

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、大会に必要なドーピングの検体分析を行う大会専用アンチ・ドーピングラボラトリーを構築する事業であり、5/31の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、ドーピングの検体分析を行うための施設として、IOC、IPC及びWADAの要件に沿う大会専用ラボを構築する事業であり、競技の公正性を担保する等大会の成功に必須である。	
	効率性	本事業は、V2精査額の範囲内であるとともに、仕様の見直しなどの経費削減を行っており、効率性についても配慮している。	
	納得性	本事業は、公共単価での積算などにより、適正な単価を計上しており、一般的な市場価格からしても適正である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、適正なアンチ・ドーピング活動を保障するために必要な業務であり、公費負担の対象として適切といえる。	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。